

佐賀県窯業技術センターとの契約等にあたっての注意事項

1. 佐賀県窯業技術センター（以下「窯技センター」という。）においては、発注権限のある職員以外が契約及び発注を行うことはできません。
2. 窯技センターでは、研究計画等に沿って物品（役務）の調達を行っておりますので、納入（履行）期限を厳守してください。
災害や事故などにより、やむを得ず納入（履行）期限内の納品等ができない場合には速やかにその旨の連絡を契約担当者までお願いします。
また、納品等の際、当所の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いします。
3. 見積書、納品書及び請求書には、必ず発行者側で日付を記入してください。
4. 調達にあたり、贈賄、談合及び癒着などの疑念を持たれないように適正な関係維持に努めていただきますようお願いします。
5. 次のような行為は不正経理とみなします。なお、以下の例にかかわらず、その他不正な行為は行わないようお願いします。
 - 1) 預り金（当所職員からの預け金の依頼の承諾）
 - 2) 取引事実と異なる書類の提出
6. 取引上の不正が発覚した場合は、「佐賀県物品購入等に係る入札参加資格停止などの措置要領」に基づき処分されます。
窯技センターでは、研究資金の適正執行を図るため、「公的研究費の管理運営体制について」を公式 HP 上で公開しています。
URL: <https://www.scrl.gr.jp/main/323.html>
7. 窯技センターでは定期事務監査をはじめ、佐賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例で定めた公認会計士による包括外部監査等様々な監査・検査が行われます。各種監査・検査時には、関係する取引証票書類の提出等を依頼することもありますので、協力をお願いします。

8. 烟業技術センターの職員等から、下記のような行為があった場合は、速やかに以下の通報窓口へご連絡ください。なお、通報したことにより不利益な取扱いをされることはありません。

- 1) 納品日付の改ざん、品目・数量・金額の改ざんを要求された場合
- 2) 見積書等の日付を空白にするよう依頼された場合
- 3) 不正経理と思われるような申し入れ等があった場合

【不正行為などに関する通報又は相談窓口】

佐賀県煙業技術センター 研究企画部

〒844-0022

佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙 3037-7

電話：0955-43-2185 FAX：0955-41-1003

メールによる問い合わせ：yougyougijutsusenta@pref.saga.lg.jp

【本件注意事項に関する問い合わせ先】

佐賀県煙業技術センター 総務課

〒844-0022

佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙 3037-7

電話：0955-43-2185